

調査票情報の二次利用制度の改正案①（提供できる場合、利用目的）

総務省政策統括官（統計基準担当）

利用形態	提供できる場合		利用目的	
	現行	法改正後	現行	法改正後
調査票情報の提供 （法第33条第1号）	・行政機関等が統計の作成等を行う場合	（変更なし）	統計の作成 統計的研究 調査名簿の作成	（変更なし）
（法第33条第2号）	・行政機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等を行う場合（第2号）	（変更なし）	統計の作成 統計的研究	（変更なし）
【新設】 （法第33条第3号）	—	【新設】 ・オンサイト施設において学術研究の発展に資すると認める統計の作成等を行う場合	—	【新設】 統計の作成 統計的研究
匿名データ	・学術研究の発展に資すると認める場合等	（要件緩和） ・公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保に資すると認める場合	（省令で統計の作成又は統計的研究であることを規定）	（追加） 統計の作成 統計的研究
オーダーメイド集計	・学術研究の発展に資すると認める場合等	（要件緩和） ・公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保に資すると認める場合	統計の作成 統計的研究	（変更なし）

調査票情報の二次利用制度の改正案②（成果の報告・公表、手数料）

利用形態	成果の調査実施者への報告		調査実施者による成果の公表		提供の手数料	
	現行	法改正後	現行	法改正後	現行	法改正後
調査票情報の提供 (法第33条第1号)	(ガイドラインで調査実施者が利用者へ成果の報告を求めることを規定)	(変更なし)	(無)	(変更なし)	無料	(変更なし)
(法第33条第2号)	(ガイドラインで調査実施者が利用者へ成果の報告を求めることを規定)	(追加) 報告義務あり	(無)	(追加) 公表義務あり	無料	(変更なし)
【新設】 (法第33条第3号)	—	【新設】 報告義務あり	—	【新設】 公表義務あり	—	【新設】 有料
匿名データ	(省令で利用者が調査実施者へ利用実績報告書を提出することを規定)	(追加) 報告義務あり	(省令で利用実績報告書を公表できる旨を規定)	(追加) 公表義務あり	有料	(変更なし)
オーダーメイド集計	(省令で利用者が調査実施者へ利用実績報告書を提出することを規定)	(追加) 報告義務あり	(省令で利用実績報告書を公表できる旨を規定)	(追加) 公表義務あり	有料	(変更なし)

(注)「成果」とは、提供を受けた調査票情報や匿名データを用いて作成した統計や実施した統計的研究等をいう。